

## 「第4回 第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」

### 議事要旨

日 時 平成29年5月31日（水）午後10時～11時

場 所 第二種金融商品取引業協会 会議室

出 席 者 東崎部会長ほか各委員

#### 議事概要

##### 1. 「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則（案）」について

事務局から、配付資料に基づき、「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則（案）」について説明が行われた後、各検討事項について、次のとおり意見交換が行われた。

##### (1) 委託（第4条第1項第1号括弧書き、第10条）

###### 【部会長】

- ・ 10条は、正会員（委託先）が他の正会員（委託元）から委託を受けて私募の取扱い等を行う場合に、委託先が事業者との間で直接契約の締結を義務付けるのは負担が重過ぎるだろうということで、4条からは除くという考えである。
- ・ 正会員（委託先）が10条1項で委託契約を締結して、2項で審査等を他の正会員と（委託元）併せて行うことができるとしているが、正会員（委託先）が、5条、6条、7条、9条の義務を免れるわけではない。正会員（委託先）は、他の正会員（委託元）が審査等を援用できるが、何かあったときには、自分がやったのと同様の責任を負わなければならないと考える。
- ・ 10条1項各号は、「関すること」という、ざっくりとした規定振りになっている。もっと詳しく書くことも考えられるが、委託を受けた正会員も5条、6条、7条、9条の適用を受けるのであり、その義務を果たすために適切な内容の委託契約を各自考えて締結するという趣旨であり、現行どおりで良いと思う。
- ・ 10条1項2号のファンド報告書の「作成」は、削除してもいいではないか。
- ・ 10条2項4号の「記録の作成、保存」は、他の正会員の記録を見せてもらうことになるとすると、あたたほうがいいと思う。

**【委員】**

- ・ 10条1項は、正会員が、少なくとも委託を受ける場合には、こういう内容が入っていないとルール違反になるということを、わかりやすくした条文であり、このままで良いのではないか。
- ・ 10条2項は、特に明文の規定は置かずに、Q & A等でそういうことも可能だと示しても良いのではないか。「併せて行うことができる」について、例えば、委託元の他の正会員が審査等を行っていれば、委託先は丸投げできることまで認めるものではないのだろうが、どこまできちんとやるべきかが悩ましい。委託先であっても、5条、6条、7条、9条の義務が変わらないのであれば、10条2項は規定から落とし、Q & A等で対応してはどうか。

**【委員】**

- ・ 10条2項について、確かに「併せて行うことができる」だけを見たときに、どれだけ具体的にイメージが持てるのかというのは心配である。Q & A、あるいは、パブリックコメントへの回答で、ある程度具体的なイメージを書き、2項は削除したらどうか。

**【部会長】**

- ・ 他の正会員の審査結果等を援用することができることは、5条、6条、7条、9条の解釈として読めるので、Q & A等で対応することとし、10条2項自体はなくとも良いと思う。

**【事務局】**

- ・ 10条2項は削除する。

**【委員】**

- ・ 委託先の正会員が、例えば、ファンド報告書等を見て、何か疑義があり、追加の調査や改善依頼を事業者に対して行いたいと思ったときに、直接アクセスできないので、委託元の正会員を通して行わなければならない。その場合、委託元では、特に問題がないと判断したときでも、委託契約の中の規定に基づいて、そこは双方で協力してやってくださいということを規定しているのが、10条1項の趣旨であり、また、「関すること」というのは、その内容については、各社がより詳細に規定してくださいという意味に理解して良いか。

## 【部会長】

- ・ その通りである。委託元が十分だと判断していても、委託先が不十分だと考えた場合には、委託元からその事業者に確認するなり、仮に、それができない場合は、委託先が直接事業者を調査するというような規定を置いておかないと、委託先は、その義務は果せないということかと考える。

## (2) 適用、施行日（付則）

### ① ただし書前半

## 【部会長】

- ・ 付則ただし書前半に「施行日前に出資対象事業が開始された事業型ファンドに係る私募の取扱い等」とあるが、私募の取扱い等は、施行日前に開始されていなくても、出資対象事業が開始されれば、例えば、出資対象事業の途中から私募の取扱い等が開始される場合であっても、この規則は適用されないということか。

## 【事務局】

- ・ 「正会員が、初めに事業者と匿名組合契約を締結、そこから事業がスタートし、実際の顧客への販売・勧誘のタイミングは、その情勢を見て判断するため、それが平成30年1月1日以降になる場合がある。この場合、事業者と契約を既に締結しており、本規則で求める契約の締結や審査等ができない。」というパブリックコメントの意見を踏まえたものである。
- ・ 具体的には、2条5項3号のリースファンドの手当てであり、「私募の取扱い等」では、適用除外の範囲が広くなり過ぎるため、修正する。

### ② ただし書後半

## 【部会長】

- ・ 私募の取扱い等を施行日前に開始して、一旦やめて、施行後に、再度開始するというようなものがあった場合、施行日において私募の取り扱い等が行われていることになるのかどうか、この規定振りではわからない。

## 【委員】

- ・ 1回でも私募の取扱いを開始したファンドについて、一連のものとして私募の取扱いを行っている場合には、除外で良いのではないか。

## 【事務局】

- ・ 平成30年1月1日以降募集を開始し、事業も開始するところは本規則の適用を受けるが、それ以前から募集を開始しているケースで、正会員が本規則で求める対応が困難であるものは、適用除外とすることを考えている。
- ・ 修正する。

## 2. 今後のスケジュール

- (1) 本日の意見等を踏まえ、事務局において本規則案の修正を行い、確認いただく。
- (2) 政策委員会、理事会に諮り、承認いただければ、6月下旬に本規則を制定・公表する。

(配付資料)

- 事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則（案）
- 別表（案）
- 「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」（案）の制定に対するパブリックコメントの概要及び本協会の考え方（案）

以上